

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十一号

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

半田市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中「一二、四四〇」を「一二、五〇〇」に、「一三、三二〇」を「一三、三五〇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の半田市消防団員等公務災害補償条例第五条第二項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた半田市消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第八条の二に規定する傷病補償年金、第九条に規定する障がい補償年金及び第十一条に規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。